

第8回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月11日(月) 午後1時30分から午後2時20分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(11人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	2番	河岡誠
	3番	阿部和夫
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	6番	古徳哲郎
	7番	足立恵一
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	13番	永井和人

4. 欠席委員 12番 築谷敏樹

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主任	須山祐介
主事	高山人志

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第19号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和2年第8回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員は1名ですので、定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の
議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、2番河岡委員、3番阿部委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和2年7月17日（金）常設審議委員会（中止）

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第24号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を説明させていただきます。議案の1ページです。

（番号1）

譲渡人は、愛知県のAさんで、譲受人は誠道町のBさんです。土地の所在は、
麦垣町・畑・264.47㎡です。地図は2ページです。申請理由は、申請地
を売買により譲り受けて、一般個人住宅を建築したいとのことです。申請地周
辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第3種農地
に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提
出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、
添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は
添付されております。計画面積については、添付された土地利用計画図から適
当と思われる。周辺農地の営農条件への支障につきましては、境界部分に擁
壁を設置し、土砂や雨水の流出の無いよう造成することから、被害発生の
恐れはないと考えられます。現地調査は、足立恵一委員、角委員にお願いしま
した。以上です。

角 委 員 土地は住宅に囲まれており、長年耕作もされていないため、申請は適当かと
思われます。皆様の審議をお願いします。

(番号2)

事務局 譲受人は、島根県のCさんで、譲渡人は米子市のDさんです。土地の所在は、三軒屋町・畑・194㎡、三軒屋町・畑・52㎡、三軒屋町・畑・46㎡、三軒屋町・畑・115㎡、合計407㎡です。地図は5ページです。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を設置したいとのことです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている宅地化が進行した区域であり、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接地に農地は存在せず、被害発生の恐れはないと考えられます。現地調査は、足立恵一委員、角委員にお願いしました。この事業につきましては、周辺住民の反対意見が出ており、今後住民説明会を開く予定とのことです。以上です。

角委員 近隣住民の反対意見が出るケースは初めてかと思われます。土地は住宅に囲まれており、草の管理もされているようです。皆様のご意見をお聞かせください。

足立恵一委員 私も現地調査に同席し、その際に住民と直接お話しすることができました。業者側が周辺住民への同意や説明を行う前に測量等をしていたことも原因の一つとなっているようです。

事務局 把握している反対意見の内容は、「定期的な草刈りが実施できるか」「発電機から発生する音の大きさについて」「光の反射具合で生活に支障が出ないか」「子供が誤って敷地内に入ってしまい事故が起きるのではないか」「業者が倒産等により管理できなくなった場合に責任を持って最後まで撤去等ができるのか」といったものです。

藪内委員 島根県ではこういったケースの場合、周辺住民の同意が無ければ許可申請ができないことになっています。しかしながら鳥取県の場合は周辺住民の同意を得ることは必要条件にはなっていません。今お話を聞いていますと、発電機の音については出ないこと、子供の侵入対策については安全策を講じるなどで対応できることかと思えます。地権者・業者・周辺住民でしっかり話し合う必要があると思えます。

議長 太陽光発電施設の許可申請については、全国的に明確な指針が発表されていません。一つ一つの案件に対応していくしかないところです。

事務局 住民側に強い不信感があるのは承知していますが、やはり業者側も住民説明会を実施していないということでは審議を進めていくことは難しいかと思いません。

藪内委員 できる限り周辺住民の同意を得ないと、強引に設備を設置するという事にはならないのではないのでしょうか。

酒井委員 子供の侵入対策についてはしっかり取り組んでもらいたい。

議長 住民説明会が実施されていないこともあり、農業委員会が一方的に許可を出すことはできない案件だと思います。この件につきましては説明会が開かれてから、その後の様子を伺い決めていくことだと思いますので、保留という形でよろしいでしょうか。

(反対意見無し)

議長 長 では、採決をとります。
議案第24号の番号1について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第24号の番号1は原案のとおり承認されました。
続きまして議案第24号の番号2については申請許可を保留といたしますが、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第24号の番号2は保留といたします。
申請者には事務局より保留となった旨を伝えておいてください。

(事務局から次の事項について報告)

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第19号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

- 鳥取県農業委員会女性協議会定期総会 (中止) 令和2年8月21日 (金)
- 常設審議委員会 (中止) 令和2年8月24日 (月)
- 農業会議臨時総会 //
- 市町村農業委員会会長・事務局長会議 //
- 県農業委員会会長協議会第58回定期総会 //
- 第9回境港市農業委員会総会 令和2年9月9日 (火)
- 第2回境港市農業委員会農政専門部会 //

・境港まちづくり懇談会委員の推薦について

- ・農業委員会情報 市報8月号「農地法の下限面積について」
市報9月号「農地パトロールの実施について」予定

議 長 以上で、本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 以上をもちまして令和2年第8回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和2年8月11日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
